

# 森林審議会保全部会について

森林づくり推進課

## 1 保全部会設置の根拠及び運営規定

- (1) 森林法施行令（昭和 26 年 7 月 31 日政令第 276 号）第 7 条により部会設置が認められている。
- ア 部会に部会長を置き、部会長は森林審議会会長が指名する。
  - イ 部会所属の委員は、森林審議会会長が定める。
  - ウ 森林審議会が定めた事項は、部会の決議をもって本会議の決議とすることができる。
- (2) 森林法施行細則（昭和 35 年 4 月 18 日規則第 25 号）第 15 条の 2 により、森林の保全に関する事項を審議するための部会を設置することが定められている。
- ア 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
  - イ 部会は、委員定数の半数が出席しなければ開けない。
  - ウ 議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決する。
  - エ 部会長は、会議のてん末を記録し、出席委員 2 名とともに署名する。

## 2 諮問事項と審議機関の考え方

審議機関	No	諮問事項	根拠法令	摘要
本会議	①	地域森林計画の樹立	森林法第 6 条第 3 項	
	②	森林整備保全重点地域の指定	長野県ふるさとの森林づくり条例第 19 条第 3 項	
保全部会	③	10ha を超える林地開発行為の許可（1ha 以上は報告）	森林法第 10 条の 2 第 6 項及びこれに基づく県の要領	
	④	1ha 以上の保安林の解除（国・地方公共団体が行う事業に係るもの等を除く）	森林法第 26 条の 2 第 3 項及びこれに基づく国・県の要領	
	⑤	長野県防除実施基準（森林病虫害防除実施基準）の策定・変更及び高度公益機能森林・被害拡大防止森林の区域指定・変更	森林病虫害等防除法第 7 条の 3 第 3 項及び同法第 7 条の 5 第 2 項	

※ 保全部会は、諮問案件が生じた場合に、不定期で開催します。  
諮問事項の内容により、必要に応じて保全部会による現地調査を実施します。

## 3 保全部会の開催状況

年度	回数	諮問事項
R2	2	1ha 以上の保安林の指定の解除（発生土置き場）への意見聴取 10ha を超える林地開発行為（太陽光発電施設の設置）への意見聴取
R3	1	10ha を超える林地開発行為（土石の採取）への意見聴取

## 4 本年度の開催予定

日程	市町村	諮問事項
R4. 10 月	下諏訪町	10ha を超える林地開発行為（土石の採取）への意見聴取
R5. 1 月	佐久市	10ha を超える林地開発行為（太陽光発電施設の設置）への意見聴取